

千代田区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）が締結する請負契約等に基づく業務及び区が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、もって社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次のいずれかに該当する契約をいう。

ア 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約

イ 千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）第8条の規定により締結する協定

(2) 特定公契約 公契約のうち千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

(3) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(4) 下請負者 受注者から公契約の業務の一部を請け負い、又は受託する者（再下請等数次にわたるものを含む。）をいう。

(5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請負者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者に労働者を派遣する者

(6) 従事者 公契約にかかる業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。）をいう。

(7) 賃金 公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるものをいう。

(8) 社会保険 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険をいう。

(区の責務)

第3条 区は、公契約の発注者として、法令及びこの条例に基づき、従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約の社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

(特定公契約における従事者の賃金額)

第5条 千代田区長（以下「区長」という。）は、特定公契約において、受注者及び受注関係者（以下「受注者等」という。）が従事者（継続的雇用の実態のない臨時的雇用による者等規則で定める者を除く。以下同じ。）に対し、業務の種類に応じて区長が定める額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 区長は、賃金下限額を定めるときは、第13条の公契約審議会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

3 特定公契約の受注者（以下「特定受注者」という。）は、従事者の賃金について前項の額以上であることを確認し、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(特定公契約における従事者の社会保険)

第6条 区長は、特定公契約において、受注者等が従事者を雇用形態に応じ社会保険に加入（被保険者となることをいう。以下同じ。）させなければならないことを定めるものとする。

2 特定受注者は、従事者の社会保険への加入の状況について、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第7条 特定受注者は、次に掲げる事項を業務が実施される場所の見やすい位置に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

(1) 賃金下限額

(2) 前号の適用を受ける従事者の範囲

(3) 次条の規定による申出をする場合の連絡先

(従事者の申出)

第 8 条 特定公契約の従事者は、賃金下限額以上の賃金が支払われていない場合は、区長又は特定受注者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第 9 条 特定受注者は、従事者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査)

第 10 条 区長は、特定公契約において、従事者から第 8 条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正、契約の解除)

第 11 条 区長は、従事者からの申出、立入調査等により、特定公契約の従事者の賃金が賃金下限額以上でないことが確認された場合には、特定受注者に是正を求めるものとする。

2 前項の是正がなされない場合には、契約解除（指定管理者にあっては、指定の取消し。以下同じ。）をすることができる。

3 前項の契約解除により区に損害が生じたときは、当該特定受注者はその損害を賠償しなければならない。

(契約文書への記載)

第 12 条 区長は、この条例に基づく必要な事項を、契約に関する文書に記載しなければならない。

(公契約審議会)

第 13 条 公契約における労働環境の確保に関し必要と認める事項について審議するため、区長の附属機関として公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に基づき審議する。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により区長が定める額

(2) 前号のほか公契約における労働環境の確保のため必要な事項

- 3 審議会は6人以内の委員で構成し、事業者、労働者及び学識経験者の中から区長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に締結されている公契約については、この条例の規定は適用しない。
- 3 第5条から第12条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に募集等をする特定公契約について適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、賃金下限額の決定及び告示並びに審議会の設置は、施行日前においても行うことができる。